

令和7年度イオンクロマトグラフ分析装置保守管理委託に係る入札説明書

この入札説明書は、令和7年度イオンクロマトグラフ分析装置保守管理委託について、静岡県環境衛生科学研究所が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、守らねばならない事項を定めるものとする。

1 競争入札に付する事項

別記1のとおり（入札番号第6号）

2 入札参加者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「計測測定機械器具」又は「理化学機械器具」の営業種目について競争入札参加の資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 入札説明書等で示した業務について、履行できることを証明した者であること。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書案及び実施要領等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該契約書案及び実施要領等について疑義がある場合は説明を求めることができる。ただし、入札後、契約書案及び実施要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、様式第2号による入札書を直接提出しなければならない。郵送、電話、

電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、入札金額の表示及び契約金の支払いは、日本国通貨に限るものとする。

(4) 入札及び開札の日時並びに執行場所は、別記2のⅡのとおりとする。

(5) 入札参加者又はその代理人は、様式第2号による入札書に次の各号に掲げる事項を記載し、提出しなければならない。

ア 入札金額

イ 入札年月日

ウ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び押印（外国人の署名を含む。）

オ 入札参加者は、代理人に入札させるときは、様式第3号による委任状を持参させなければならない。

(6) 入札者は、様式第2号による入札書を封書に入れ密封し、表面に「入札番号、何々業務委託入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称、代表者の氏名）を記載しなければならない。

(7) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(8) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときには、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(9) 入札金額は、令和7年度イオンクロマトグラフ分析装置保守管理委託の総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(10) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(11) 入札参加者又はその代理人は、本業務委託に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

(12) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札会場に入場することはできない。

(13) 入札参加者又はその代理人は、開札会場に入場しようとする場合は、身分証明書を提示しなければならない。なお、代理人は入札関係職員に入札権限に関する委任状を提出しなければならない。

(14) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められた場合の他は、入札会場を退場することができない。

(15) 入札会場において、次に掲げる事項に該当するものは、入札会場より退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨害しようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

(16) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札をする。

4 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除する。契約保証金は要。ただし過去2か年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行している実績を有する者は免除する。

5 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金が所定の額に不足する者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札。代理人の行った入札の場合は、代理人の記名押印を欠く入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について自己のほか他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について2人以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

6 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 開札の結果、落札となるべき入札者がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、再度の入札において落札者がないときは、最後の入札において最低の価格を記載した業者と協議する場合がある。
- (5) 入札執行回数は2回を限度とする。
- (6) 落札者が令和7年4月1日に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

7 契約書の作成

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。
- (2) 落札者が前項の指定日に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- (3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

8 契約条項

別添契約書案のとおり

9 競争入札参加者に求められる義務

- (1) 本入札に参加を希望する者は、別記1の④により入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
- (2) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年3月13日（木）までに通知する。

10 その他

- (1) 契約書案及び入札に関する質疑及び確認等は、様式第4号質問票により令和7年3月11日（火）午後4時までにファクシミリ又は電子メールで行うこと。なお、電話による照会には応じない。
照会先 ファクシミリ送信先 静岡県環境衛生科学研究所総務企画課 054-625-9142
電子メール送信先 静岡県環境衛生科学研究所総務企画課 kanki@pref.shizuoka.lg.jp
- (2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、内容を十分承知しておくこと。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者又は入札執行者から業務の履行について説明を求められた場合は、それに応ずる義務を負うものとする。なお、説明義務を履行しない者の入札書は入札の対象としない。
- (4) 本業務委託の入札に関して要したすべての費用については、入札参加者の負担とする。

別記

1 競争入札に対する事項

- (1) 委託業務名 令和7年度イオンクロマトグラフ分析装置保守管理委託
- (2) 業務概要 静岡県環境衛生科学研究所のイオンクロマトグラフ分析装置の保守管理業務
- (3) 業務期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務場所 静岡県藤枝市谷稻葉232番地の1
- (5) 提出資料の受領期限及び提出場所
 - ア 受領期限 令和7年3月11日(火)午後4時
 - イ 提出場所 郵便番号 426-0083
 - 所在 地 静岡県藤枝市谷稻葉232番地の1
 - 機関名 静岡県環境衛生科学研究所 総務企画課
 - 電話番号 054-625-9121
- ウ 提出書類
 - (1) 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
 - (2) 物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し
 - (3) 当該機器製造・販売会社の令和7年度における代理店証明または直接取扱説明書
 - (4) 契約実績申告書兼誓約書(様式第5号)

2 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時並びに執行場所
 - 日 時 令和7年3月19日(水)午後2時40分
 - 場 所 静岡県環境衛生科学研究所 4階 会議室
- (2) 本業務委託に関する照会先
 - 郵便番号 426-0083
 - 所在 地 静岡県藤枝市谷稻葉232番地の1
 - 機関名 静岡県環境衛生科学研究所 総務企画課
 - 電話番号 054-625-9121

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記の一般競争入札に参加する資格について確認されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札説明書2に定める入札参加者に必要な資格のすべてを満たす者であることを誓約します。

記

1 公 告 日 令和7年3月4日

2 契約名称 令和7年度イオンクロマトグラフ分析装置保守管理委託

入札書

入札番号 第6号

件名 令和7年度イオンクロマトグラフ分析装置保守管理委託

上記の委託について、「令和7年度イオンクロマトグラフ分析装置保守管理委託」に係る入札説明書を承諾の上、入札いたします。

| | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 入札金額 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

(税抜き)

令和7年3月19日

静岡県環境衛生科学研究所長様

住 所
入札者 商号又は名称
氏 名 印

代 理 人
氏 名 印

入札書

記載例

入札番号 第6号

件名 令和7年度イオンクロマトグラフ分析装置保守管理委託

上記の委託について、「令和7年度イオンクロマトグラフ分析装置保守管理委託」に係る入札説明書を承諾の上、入札いたします。

¥マークを記入

入札金額

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| ￥ | | | | | | | | |

~~~~~(税抜き)~~~~~

令和7年3月19日

静岡県環境衛生科学研究所長様

**委任の場合、押印は不要です**

|            |                |
|------------|----------------|
| 住 所        | 静岡市〇〇区〇〇町1-2-3 |
| 入札者 商号又は名称 | 株式会社 静岡        |
| 氏 名        | 代表取締役 駿河一郎     |
| 代理人        | 静岡太郎           |
| 氏 名        |                |

※委任の場合は、代理人の記名と押印が必要です

# 委任状

代理人の印

私は、\_\_\_\_\_を代理人と定め、下記事項を処理する  
一切の権限を委任します。

記

委任事項 静岡県環境衛生科学研究所 における  
令和7年度イオンクロマトグラフ分析装置保守管理委託の入札について

委任期日 令和7年3月19日

令和7年3月19日

住 所

(委任者) 商号又は名称

印

委任状

記載例

|       |
|-------|
| 代理人の印 |
| 印     |

私は、静岡太郎を代理人と定め、下記事項を処理する  
一切の権限を委任します。

記

委任事項 静岡県環境衛生科学研究所 における  
令和7年度 イオンクロマトグラフ分析装置保守管理委託の入札について

委任期日 令和7年3月19日

令和7年3月19日

住 所 静岡市〇〇区〇〇町1-2-3

(委任者) 商号又は名称 株式会社 静岡

代表取締役 駿河一郎 印

# 質問票

令和 年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

業者名

印

業務名 令和7年度 イオンクロマトグラフ分析装置保守管理委託

|      |  |
|------|--|
| 表題   |  |
| 質問事項 |  |

※ 質問はできるだけ簡潔に記載すること。

※ 質問一つにつき、上記様式一つを使用すること。

## 契約実績申告書 兼 誓約書

令和 年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の1または2のいずれかを丸囲みしてください。

### 1 実績がない

過去2か年における国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体等を相手方とした種類及び規模をほぼ同じとする契約実績はありませんが、落札した時は、契約日までに契約保証金（契約金額の10/100以上）を払い込み、業務を誠実に履行することを誓約します。

### 2 契約実績がある

過去2か年において、国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体等を相手方とした種類及び規模をほぼ同じとする契約実績は以下のとおりであり、これらをすべて誠実に履行したことと申告します。また、記載の内容については事実と相違ないことを誓約します。

| 契約相手方 | 契約名 | 契約期間               | 契約金額 |
|-------|-----|--------------------|------|
|       |     | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 円    |
|       |     | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 円    |
|       |     | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 円    |

※契約内容を表に記載すること

# 静岡県環境衛生科学研究所の試験研究機器保守点検業務委託に係る一般競争契約入札心得書

## (趣旨)

第1条 この心得は、試験研究機器保守点検業務委託契約について、静岡県環境衛生科学研究所が行う一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

## (入札参加資格の確認)

第2条 一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格の確認を受けなければならない。

## (入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際、納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告により入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

## (入札保証金に代わる担保)

第4条 前項の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債

2 前項各号に掲げる担保の価値は、額面金額（発行価格が額面と異なるときは、発行価格）の8割に相当する額とする。

## (入札保証保険証券の提出)

第5条 入札参加者は、静岡県を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

## (入札保証金の返還)

第6条 入札保証金（これに代わる担保を含む。以下同じ。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者にあっては、契約保証金に充当する場合を除き、当該契約を締結した際に返還する。

## (入札の基本的事項)

第7条 入札参加者は、契約書案、設計書及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、契約書案及び設計書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

## (入札の辞退)

第8条 入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、次の各号により申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあたっては、別紙様式による入札辞退届を入札執行機関の長に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行うこと。
- (2) 入札執行中にあたっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札箱に投入して行うこと。

3 入札辞退をした者は、これを理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

## (入札)

第9条 入札書は、入札説明書の別紙様式第2号により作成し封印の上、表面に「番号、何々業務委託入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称、代表者の氏名）を記載して、公告に示した日時及び場所に提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

3 第1項の規定について、電送を認めない。

(入札書の書換等の禁止)

第10条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第11条 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめがある。

(開札)

第12条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち会せて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に係る県職員を立ち会わせる。

(入札の無効)

第13条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金が所定の額に不足する者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札。代理人の行った入札の場合は、代理人の記名押印を欠く入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について自己のほか他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について2人以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第14条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第15条 開札した場合において落札者とすべき入札がないときは、再度の入札を行う。

2 第13条第1項第1号から第4号まで及び第8号から第11号までのーに基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(再度入札の入札保証金)

第16条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第17条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に係る県職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第18条 開札をした場合において、落札者があるときはその者の氏名又は名称及び金額を、落札者がないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第19条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第52条第1項各号に掲げる事項を記載した契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することがで

きる。

- 2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- 3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約の確定)

第20条 契約は、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

(契約保証金)

第21条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 落札者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告により契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保)

第22条 第4条の規定は、契約保証金の納付に代えて担保を提供する場合に準用する。

(異議の申立て)

第23条 入札した者は、入札後、この心得、契約書案、設計書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成25年1月30日から施行する。

〈案〉

2025年度イオンクロマトグラフ分析装置保守管理委託契約書

静岡県環境衛生科学研究所（以下「甲」という。）、  
（以下「乙」とい  
う。）、  
（以下「丙」という。）とは、甲から乙への保守点検の委託及  
び、乙から丙の再委託について、次のとおり契約を締結する。

第1条（保守の委託）

- (1) 甲は、別紙「本業務の対象」に定める装置一式（以下「対象装置」という。）の保守  
点検業務（以下「本業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。但し、対象  
装置に第三者が製造する製品が含まれる場合、当該製品については、当該第三者がサ  
ービスを提供することが可能な範囲でのみ、乙は本業務を受託するものとする。
- (2) 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。その場合、乙は、  
本契約に基づいて自らが負う義務と同等の義務を当該第三者に課すとともに、甲に対  
し、当該第三者による義務の順守及び履行について一切の責任を負う。
- (3) 丙は、乙より再委託を受けた場合、丙は、その裁量により、第三者に再々委託する  
ことができる。この場合、丙は前項に基づき自らが負う義務と同等の義務を当該第三  
者に課すものとし、乙に対し責任を負うものとする。

第2条（保守契約料）

- (1) 本業務の代金（以下「保守契約料」という。）は、別紙「保守契約料」のとおりとす  
る。
- (2) 乙及び丙は、第10条により本業務の履行をすることができなくなったとき又は本業務  
の履行が中途で終了したときは、甲に対して、乙及び丙所定の基準に基づき、その履  
行割合に応じた金額を保守契約料として請求することができる。甲が保守契約料を既  
に支払済の場合、乙及び丙所定の基準に基づき、支払済みの契約料金から、乙及び丙  
が既に履行した本業務の割合に応じた金額等を差し引き、なお残額がある場合は、甲  
は、残額について返金を求めることができる。なお、甲の責めに帰すべき事由によっ  
て本業務の履行をすることができなくなったときは、甲は前項に定める保守契約料の  
全額を支払う義務を負う。

第3条（契約期間）

本契約の有効期間は、別紙「本業務の実施開始日及び実施期間」のとおりとする。

第4条（保守点検の範囲）

乙及び丙の行う本業務の範囲は、別紙「2025年度イオンクロマトグラフ分析装置保守管  
理委託実施要領」のとおりとする。

第5条（保守点検作業時間）

本業務の作業時間帯は、別紙「実施体制及び対応時間」のとおりとする。

## 第6条（適用の除外）

次の各号に該当する場合は、第4条に定める保守点検の適用範囲外とする。また、第4条の適用範囲外の業務が生じた場合、乙又は丙は、保守契約料とは別に、甲に対して費用（部品の交換に要する費用を含むがこれに限らない）を請求でき、甲はこれを支払うものとする。

- (1) 天災、火災、地震、停電その他不測の事故による故障又は損傷
- (2) 停電および異常電圧等の外部要因によるもの
- (3) 甲の故意又は過失により対象装置に損傷又は破損を生じた場合
- (4) 故障の原因が対象装置以外の機器にある場合の故障又は損傷
- (5) 丙および丙の再々委託先以外による修理、分解、加工等に起因する故障又は損傷
- (6) 丙の同意なく改造された機器に対する作業
- (7) 製造打ち切り後7年を経過している機器に対する作業
- (8) 丙が規定する、対象装置に関する環境設定の条件と著しく異なる環境下において稼働された場合の故障又は損傷
- (9) 対象装置の設置場所以外への移転、又は設置場所からの撤去の作業
- (10) バイオセーフティレベル3以上の実験室での作業

## 第7条（技術員の出入り）

甲は、乙又は丙が派遣する技術員の対象装置設置場所への出入りを保証し、当該技術員は、対象装置の設置場所に入所中は甲の指示に従わなければならない。なお、甲は、当該技術員に対し、本業務を行うために必要な場所、設備、電力、消耗品、標準試料等を無償で提供するものとする。また、作業内容により、当該技術員が、対象装置を乙又は丙の施設に引き取って作業を行う必要があると判断した場合は、甲の了解のもとに乙及び丙の費用負担でこれを行う。

## 第8条（保守契約料の支払方法）

- (1) 甲は、別紙「保守契約料の支払条件」のとおり、乙に対し保守契約料を支払うものとする。
- (2) 乙は、甲から受領した保守契約料の内、丙との間で別途合意する金額を丙が指定する口座に振り込むものとする。この場合の、請求月および支払方法については、別紙「保守契約料の支払い条件」のとおりとする。

## 第9条（秘密保持）

- (1) 甲、乙及び丙は、本契約の締結及び履行に当たり知り得た他の当事者の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持し、善良な管理者の注意をもって管理する義務を負う。甲、乙及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得た場合を除き、秘密情報を本契約の目的以外に利用したり、第三者に開示又は漏洩しないものとする。ただし、法令等に基づきその範囲・手順に従い開示する場合はこの限りではない。なお、本条は、本契約終了後、5年間を経過するまで存続す

るものとする。

- (2) 前項の規定に関わらず、次の各号に該当することが書面により証明されるものは、秘密情報から除外する。

- ア 開示を受けた時点において既に公知であったもの
  - イ 開示を受けた後、自らの責に帰すべからざる事由により公知となったもの
  - ウ 開示を受けた時点において既に自らが所有していたもの
  - エ 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負わずに取得したもの
  - オ 他方当事者の秘密情報に拠らず、自らが独自で開発したもの
- (3) 本契約に基づく業務が終了する場合、もしくは開示当事者が求める場合は、被開示者は、秘密情報を開示当事者に返還し、または、開示当事者の認める方法で、廃棄するものとする。

#### 第10条（解約）

- (1) 丙は、対象装置の部品の製造中止等のその他やむを得ない事由が生じたときは、本契約を解約することができる。
- (2) 甲は、本契約の有効期間中にも関わらず、3か月以上前に乙に書面で通知することにより本契約を解約することができる。

#### 第11条（解除）

甲、乙又は丙が、次の各号のいずれか一つ以上に該当するときは、他の当事者は本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った通知催告後もその行為が是正されないとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申し立て又は公売処分を受けたとき
- (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (4) 手形又は小切手の不渡りをなし、銀行若しくは手形交換所の取引停止となったとき
- (5) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取り消し処分を受けたとき
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続き開始の申立てを受けたとき又は解散決議を行ったとき
- (7) 信用状態または財務状況が著しく悪化、若しくはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- (8) その他信頼関係を破壊する重大な過失又は背信行為があったとき

#### 第12条（反社会的勢力の排除）

- (1) 甲、乙及び丙は、自己ならびに自己の取締役及び監査役が、暴力団、暴力団関連企業、総会屋その他暴力、威力又は詐欺的手法により経済的利益を追求する集団又は個人（以下「反社会的勢力」という。）ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。なお、「反社会勢力」とは、次のア～キのいずれかの者をいう。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(2) 甲、乙及び丙は、他の当事者又は第三者に対して、暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし暴力を用いる行為、風説を流布し偽計や威力を用いて他の当事者の信用を棄損し業務を妨害する行為、及びそれらに準ずる行為を行なわないことを確約する。

(3) 甲、乙及び丙は、他の当事者が本契約に関連して第三者と取引を行う場合であつて、当該第三者が反社会的勢力であることが判明したときは、他の当事者に対して当該第三者との契約等の解除その他の反社会的勢力排除のための必要な措置を講ずることを請求することができる。

(4) 甲、乙及び丙は、本条第1項に定める他の当事者の表明、保証が虚偽であった場合、本条第2項に違反した場合、又は本条第3項に基づく請求に応じなかつた場合、他の当事者に書面をもつて通知し、直ちに本契約を解除することができる。なお、本条に基づき契約を解除された当事者は、契約の失効により生じた損害について契約を解除した当事者になんらの請求をしないものとする。ただし、契約を解除した当事者からの損害賠償の請求は妨げない。

### 第13条 (損害賠償)

(1) 乙及び丙は、本契約に関連し、甲の対象装置に損害を与えた場合、甲の直接かつ通常生ずべき損害のみを賠償するものとし、それ以外の損害(間接損害、特別損害を含む)については責任を負わない。いかなる場合も、逸失利益及びデータの喪失による損害は、賠償の範囲に含まないものとし、また、その上限額は、本契約に基づき甲が支払う1年分の保守契約料を超えないものとする。

(2) 前項は、損害賠償義務者の故意又は重大な過失に基づく場合には、適用しないものとし、その損害賠償については甲乙丙協議するものとする。

#### 第14条（不可抗力免責）

天変地異（天災、地震、水害など）火災、暴動、戦争行為、伝染病、労働争議など当事者の支配の限界を越える不可抗力的事由により、この契約の不履行や履行の遅延が、直接又は間接に引き起こされ、あるいは発生した場合には、甲、乙及び丙は、これらの不履行や履行の遅延に対して、その責めを負わないものとする。

#### 第15条（権利義務の譲渡等）

甲、乙及び丙のいずれも、他の当事者の書面による承諾を得ることなく、本契約から生じる権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させもしくは担保に供してはならない。

#### 第16条（特記事項）

本契約の範囲を超える又は制限する事項等については、別紙「特記事項」に記載する。

#### 第17条（協議）

本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙誠意をもって協議のうえ解決する。

#### 第18条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

2025年 月 日

(甲)

静岡県藤枝市谷稻葉232番地の1  
静岡県環境衛生科学研究所  
所長

(乙)

(丙)

【別紙】

1. 本業務名

2025年度イオンクロマトグラフ分析装置保守管理委託契約

2. 本業務内容

サーモフィッシュ・サイエンティフィック社が定めるイオンクロマトグラフ一式保守管理業務である「イオンクロマトグラフシステム サポートプラン エッセンシャルサポートプラン（ライト）」に係る内容（別添2025年度イオンクロマトグラフ分析装置保守管理委託実施要領のとおり）

3. 本業務の対象

対象装置：Integritron RFIC (S/N20013028)、Integritron (S/N20023360)、AS-AP (S/N20033221)

設置場所：静岡県環境衛生科学研究所（静岡県藤枝市谷稻葉232-1）

4. 本業務に関わる役割分担

甲の役割：本業務の依頼元

乙の役割：本業務の実施、本業務の甲と丙の仲介および甲への請求業務

丙の役割：乙から再委託の要請がある場合の本業務の実施、及び部品の手配

5. 本業務の実施開始日及び実施期間

2025年4月1日から2026年3月31日まで

6. 保守契約料

円（消費税別）

7. 保守契約料の支払条件

契約満了月末に一括請求

甲から乙への支払い条件：請求書を受領した日から30日以内 銀行振込

乙から丙への支払い条件：15日締60日後 銀行振込

8. 実施体制及び対応時間

平日 9時00分から17時30分まで

（但し、土日祝祭日、12月29日から1月4日までの期間と乙及び丙の別途指定する日を除く）

9. 特記事項

- 通常消耗品とみなされるものは別途有償とする。
- データのバックアップおよび復旧は本契約の適用範囲外とし、甲の責任において実施するものとする。
- 制御用コンピュータ、モニターおよびプリンタは丙が対象装置の付属品として供給したもののみ保守契約対象とする。
- 本契約業務の履行において、対象装置の部品の交換を行う場合、取り外した部品等は原則として甲が処分するものとする。ただし、引き取り相当（部品等の品質上の調査、ま

たは回収修理品に該当するもの) の事由がある場合、取り外した部品の所有権は、丙または丙の指定する者に帰属するものとする。

(以下余白)

## 2025年度イオンクロマトグラフ分析装置保守管理委託実施要領

この要領は、「2025年度イオンクロマトグラフ分析装置保守管理委託契約」について、契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

1 契約書に定める委託業務（イオンクロマトグラフシステム サポートプラン エッセンシャルサポートプラン（ライト））の内容は、以下のとおりとする。

(1) 対象装置に対する、以下の業務とする。

- ・定期点検及び部品交換（年1回）
- ・故障修理対応（回数無制限）

(2) オンライントレーニング【基礎コース】

※点検・修理作業に伴う作業費、出張料金、宿泊費および交換部品（対象部品は別添のとおり）代を含む。ただし、消耗品は別途有償とする。

※制御用コンピューター、モニターおよびプリンターはサーモフィッシューサイエンティフィック株式会社が対象装置の付属品として供給したもののみ本サポートプランの適用対象とする。2台目以降のコンピューターはオプション扱い（別途有償）とする。ただし、制御用コンピューター、モニターおよびプリンター製造元で修理不可能と判断された場合には、本サポートプランの適用対象外とする。

※対象装置に第三者が製造する製品が含まれる場合、当該製品については、当該第三者がサービスを提供することが可能な範囲に限定する。

※その他、追加オプション等が含まれる場合は、別途見積書に記載のとおりとする。

2 定期点検及び故障修理対応の作業（以下「作業」という。）に必要な専用の器具及び測定器等は、受託者において用意すること。ただし、作業に用いる超純水、汎用スタンダード、マイクロピペット用チップ、その他社会通念上、委託者が提供することが妥当と考えられるものについては、委託者が用意する。

3 作業後、速やかに点検結果（任意様式）を報告すること。

4 作業の結果、不良箇所があれば、速やかに報告し、指示を待つこと。

5 業務に関する書類の様式は、次のとおりとし、契約終了後速やかに提出すること。

実施報告書（様式第1号） 提出部数1部

様式第1号

年　月　日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

所在地

名 称

代表者

印

2025年度イオンクロマトグラフ分析装置保守管理委託実績報告書

| 作業実施年月日 | 内容 | 結果・合否 | 備考 |
|---------|----|-------|----|
|         |    |       |    |

※詳細な作業結果を作業報告書等で添付する場合は、「別紙のとおり」と記載し省略することができる。

報告事項

※特に記載すべき受託者との協議事項があれば、協議日・協議内容を記載すること。

(注) 上記に示す内容が記載されていれば、本様式以外の書式でも差し支えない。

イオンクロマト分析装置定期点検交換部品一覧

| Integriion             | 品名 | 数量 |
|------------------------|----|----|
| Integriion PMキット(以下内訳) | 1  | 式  |
| リビルドキット、Inject MVI/ICS | 1  | 個  |
| チェックバルブカードリッジ          | 2  | 個  |
| ウォッシュシール               | 3  | 個  |
| メインピストンシール             | 2  | 個  |
| リング                    | 2  | 個  |
| プライミングバルブ              | 1  | 個  |
| PMキット、期限記載ラベル          | 1  | 個  |

| 品名                                        | 数量 |
|-------------------------------------------|----|
| PEEKチューブ(1m)、0.25mmID×1.57mmODプラック        | 2  |
| PEEKチューブ(1m)、0.51mmID×1.57mmODオレンジ        | 1  |
| PEEKチューブ用フィッティング(10-32型)、フェラル、ダブルコーン10個入り | 1  |
| FTGボルト、10-32ナット、PEEK                      | 10 |
| ビス、ソ、125                                  | 2  |
| 6port用バルブステーター                            | 1  |
| IN側チェックバルブASSAY                           | 1  |
| OUT側チェックバルブASSAY                          | 1  |

メンテナンス時は交換致しませんが、不具合が発生した際は保守契約対応として無償交換致します。

上記「チェックバルブカートリッジ」と重複している為、メンテナンス時は交換致しません。

上記「チェックバルブカートリッジ」と重複している為、メンテナンス時は交換致しません。

イオンクロマト分析装置定期点検交換部品一覧

Integration RFIC

|                         | 品名 | 数量     |
|-------------------------|----|--------|
| Integration PMキット(以下内訳) | 1  | 式<br>個 |
| リビルドキット、Inject MVIICS   | 1  | 個      |
| チェックバルブカードリッジ           | 2  | 個      |
| ウォッシュシール                | 3  | 個      |
| メインビストンシール              | 2  | 個      |
| オリング                    | 2  | 個      |
| プライミングバルブ               | 1  | 個      |
| PMキット,期限記載ラベル           | 1  | 個      |

|                                           | 品名 | 数量 |
|-------------------------------------------|----|----|
| PEEKチューブ(1m),0.25mmID×1.57mmODブラック        | 2  | m  |
| PEEKチューブ(1m),0.51mmID×1.57mmODオレンジ        | 1  | m  |
| PEEKチューブ用フィッティング(10-32型),フェラル,ダブルコーン10個入り | 1  | 袋  |
| FTG,ボルト,10-32ナット,PEEK                     | 10 | 個  |
| ピストン,125                                  | 2  | 個  |
| 6port用バルブステーター                            | 1  | 個  |
| IN側チェックバルブASSAY                           | 1  | 個  |
| OUT側チェックバルブASSAY                          | 1  | 個  |

メンテナンス時は交換致しませんが、不具合が発生した際は保守契約対応として無償交換致します。

上記「チェックバルブカートリッジ」と重複している為、メンテナンス時は交換致しません。

上記「チェックバルブカートリッジ」と重複している為、メンテナンス時は交換致しません。

イオンクロマト分析装置定期点検交換部品一覧

AS-AP

|                                            | 品名 | 数量 |
|--------------------------------------------|----|----|
| PMキット,AS-AP 標準シリジング(以下内訳)                  | 1  | 式  |
| サンブルシリジング250μl                             | 1  | 個  |
| FTG,ポルト,short thumb                        | 1  | 個  |
| PEEKチューブ用フィッティング(10-32型)フェラル,スプリット         | 2  | 個  |
| ニードル(PEEKコードニードル,AS-AP 初期取り付け部品)           | 1  | 個  |
| バッファライン,1200μl(Tube&FTG)                   | 1  | 個  |
| PEEKチューブ用フィッティング(10-32型),ボルト,1/4SPL TFFER用 | 1  | 個  |
| フランジレスフィッティング(1/4-28型),フェラル,1.59mmID       | 2  | 個  |
| Sample transfer line                       | 1  | 個  |
| ニードルシール                                    | 1  | 個  |
| PMキット,期限記載ラベル                              | 1  | 個  |
|                                            |    |    |

|                                    | 品名 | 数量 |
|------------------------------------|----|----|
| リビルドキット,Inject MIV,ICS             | 1  | 個  |
| PEEKチューブ(1m),0.33mmID×1.57mmOD,BLU | 2  | m  |
| ニードルホルダー                           | 1  | 個  |
| シリジンバルブ,3way                       | 1  | 個  |
|                                    |    |    |

メンテナンス時は交換致しませんが、不具合が発生した際は保守契約対応として無償交換致します。  
メンテナンス時は交換致しませんが、不具合が発生した際は保守契約対応として無償交換致します。